○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録の件（同一六〇）　三〇〇
○私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第五号に規定する文部科学大臣が定める方法（同一六一）　三〇一
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働三五〇）　三〇二
○保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（同三五一）　三〇三
○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（同三五二）　三〇四
○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件（同三五三）　三〇五
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同三五四）　三〇五
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同三五五）　三〇六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（同三五六）　三〇六
○港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する件（国土交通一三一四）　三〇八

〔官庁報告〕

国家試験
司法書士試験合格者（法務省）　三〇九
通関士試験合格者（財務省）　三一一
税理士試験合格者公告（国税審議会）　三一四
令和六年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　三一八

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和六年度令和六年九月分）（財務省）　三一八

府　令

○内閣府令第百三号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の十五第一項の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日　内閣総理大臣　石破　茂